佐野市電子納品運用ガイドライン(第5版) 改定概要

1.「簡易版」の取扱いを廃止しました。

本ガイドライン第 3 版~第 4 版では、「簡易版」での納品ルールを定めていましたが、これまでの納品実績や業務の効率化の観点から必要性を見直し、第 5 版より簡易版の取扱いを廃止しました。

2. 電子納品の対象となる業務委託の範囲を限定しました。

これまで電子納品の対象となる業務委託の範囲を、「全ての業務委託」としていましたが、「工事関連業務委託」に限定しました。

3. 工事(業務委託)管理番号について、命名規則を一部変更しました。

組織改編により、工事(業務委託)発注課コードを一部修正しました。また、元号番号、 契約番号「4 ケタ」の付与方法を変更しました。

4. 電子納品実施計画を削除しました。

平成30年度より全て工事に電子納品対象書類が適用されるため、実施計画を削除しました。

5. 「電子納品の保管管理について」を新設しました。

平成 30 年度以降に完成した電子成果品を対象として、電子納品の保管管理を実施することなったため、当項目を新設しました。

6. 電子納品の対象書類(工事)について、取扱いを一部変更しました。

受発注者間協議において電子納品が必要となった書類を追加できるように取扱いを変更しました。その他、図面作成における適用基準や発注図データのレイヤ等の取扱い等を追記しました。

7. 工事(業務委託)検査等について、取扱いを一部変更しました。

電子納品された成果品を検査する際の注意事項について、いくつか追記しました。また、電子成果品に写真ビューアソフトを格納してよいという取扱いに変更しました。